

手配旅行条件書

この「手配旅行条件書」は、旅行業法等に基づき、当社がお客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部になります。お申込みに関しては、本「手配旅行条件書」を充分にご理解いただきますようお願い申し上げます。



産経新聞開発株式会社

(観光庁長官登録旅行業第1554号)

(一社)全国旅行業協会保証会員

〒556-0017

大阪市浪速区湊町2-1-57

総合旅行業務取扱管理者／目時康守
【<http://www.esankei.com>】

サンケイツアーズ

TEL.06-6633-5931

FAX.06-6633-2734

旅行条件書

この旅行条件はお客様からの委託により、旅行サービスの提供を受けられるよう当社が手配する旅行に適用となります。お申し込みの際は、手配書面及び本ご旅行条件書を充分にご理解ください。
※本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

第1章 総則

(適用範囲)

第一条

- 1 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第二条

- 1 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手数料金を除きます。)をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第2項又は第5項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。
- 5 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機(以下「電子計算機等」といいます。)と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
- 6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配債務の終了)

第三条

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

(手配代行者)

第四条

- 1 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

(契約の申込み)

第五条

- 1 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
- 3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(契約締結の拒否)

第六条

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し

若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った時。

(5) その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第七条

- 1 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第2項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

第八条

- 1 当社は、第五条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第九条

- 1 当社は、第五条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第十条

- 1 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- 2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条

- 1 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限りです。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第十二条

- 1 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手数料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

第十三条

- 1 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

第十四条

- 1 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。
 - (1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
 - (2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会

- 社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- (3) 旅行者が第六条第(2)号から第(4)号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
- (当社の責に帰すべき事由による解除)

第十五条

- 1 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

(旅行代金)

第十六条

- 1 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第1項第(2)号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

第十七条

- 1 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第十八条

- 1 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第十九条

- 1 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
- 2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
- 3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

第二十条

- 1 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。
- 2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者との旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第二十一条

- 1 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

(添乗サービス)

第二十二条

- 1 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。
- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第6章 責任

(当社の責任)

第二十三条

- 1 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 3 当社は、手荷物について生じた第1項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十四条

- 1 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- 2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第7章 弁済業務保証金

(弁済業務保証金)

第二十五条

- 1 当社は、一般社団法人 全国旅行業協会(東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル5階)の保証社員になっております。
- 2 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人 全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7000万円に達するまで弁済を受けることができます。
- 3 当社は、旅行業法第二十二条の十第1項の規定に基づき、一般社団法人 全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第1項に基づく営業保証金は供託していません。

個人情報の取り扱い

- 1 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、旅行資料の送付、アンケート、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 2 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。
- 3 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、産経新聞グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。
- 4 当社は、お預かりしている個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示させていただきます。また、内容の訂正および削除の申し出があった場合には、速やかにこれに応じます。なお、開示・訂正・削除についてのお申し出は、当社までお申し出ください。
- 5 その他、詳しくは当社の個人情報管理規定、ホームページ<http://www.esankei.com>のプライバシーポリシーの欄をご覧ください。

- 海外旅行の諸注意
- 1 お申込みいただく氏名(スペル)は、全員の方についてご旅行に使用されるパスポートの記載どおりをお願いいたします。お申込み後の氏名(スペル)のご変更・訂正は、一旦取消の後、新規の契約としてお取り扱いさせていただき、航空会社等の取消手数料の他、当社所定の取扱料金を別途申し受けます。

2 渡航手続
ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

3 海外危険情報・渡航情報・保健衛生について
渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。海外渡航関連情報は、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でご確認ください。
渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

4 海外旅行保険への加入について
ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。
- その他
- 1 お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

2 お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。輸入規制品(臍物、偽ブランド品、コピー商品、ワシントン条約で規制されている動植物を原料とした製品等)や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

3 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません
- 手配旅行に係る取り扱い料金

海外旅行			
区 分		内 容	料 金
手 配 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合		旅行費用総額の20%
	日本発国際航空券		20%以内(下限3,240円)
	現地発着航空券		1人1件につき3,240円
	運送機関(航空券以外)、宿泊機関・入場券・現地観光等の予約・手配		1件につき2,160円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く)			添乗員1人1日につき54,000円
変 更 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合		変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
	日本発国際航空券及び現地発着航空券		1人1件につき2,160円
	運送機関(航空券以外)、宿泊機関・入場券・現地観光等の予約・手配の変更		1件につき2,160円
取 消 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合		1件につき2,160円
	日本発国際航空券及び現地発着航空券		1人1件につき2,160円
	未使用乗車船券の精算手配		1件につき2,160円
	宿泊機関の手配の取消し		1件につき2,160円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき3,240円 (電話料、電報料は別)
国内旅行			
内 容			料 金
手 配 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体旅行手配の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき4%以内(上限10,800円)
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体旅行手配の場合	宿泊券面額の10%
		個人(上記以外の場合)	1件につき540円
	運送機関のみの場合		1件につき540円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く)			添乗員1人1日につき32,400円
変 更 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体旅行手配の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき540円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき540円
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む)		1件につき540円
取 消 手 続 料 金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体旅行手配の場合	取消に係る部分の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき540円
	運送機関の手配の取消(未使用乗車船券の精算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき540円
	宿泊機関の手配の取消(未使用宿泊券の精算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき540円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき540円

(注) 1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。2. お客様の希望により、変更または取り消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料の他、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。4. 上記料金には消費税が含まれています。